

静岡県告示第494号

静岡県水産・海洋技術研究所富士養鱒場観覧料の徴収事務を地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年7月9日

静岡県知事 鈴木康友

1 委託先

(1) 所在地

富士宮市弓沢町150番地

(2) 名称及び代表者の氏名

静岡県猪之頭公園運営協議会

会長 須藤秀忠

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで